

<記入例>

婚姻届

令和4年4月11日届出

(宛先) 三重県津市長

消すことのできるボールペンで書かないでください。

受理 令和 年 月 日 発送 令和 年 月 日

摩擦によって消えるインキでは書かないでください。

お問い合わせ
津市役所 市民課
229-3144 (直通)

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が土・日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、あらかじめ戸籍担当窓口で下調べをしておいて下さい。)

届書は、1通でさしつかえありません。

この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。

押印する場合
証人が夫婦の場合でも別々の印でお願いします。

(1)	夫になる人	妻になる人
(よみかた)	この よし お	おつ の ゆ か
氏名	甲野 義夫	乙野 由香
生年月日	昭和 15年 1月 10日	昭和 17年 8月 20日
(2)	住 所	住 所
	三重県津市西丸之内 23番地 1号	左に同じ
	方書(7パート等) コーポ城持102号	方書(7パート等)
	世帯主の氏名 甲野 義夫	世帯主の氏名 左に同じ
(3)	本 籍	本 籍
	三重県津市一身田町中野 157番地	三重県鈴鹿市野町 286番地
	筆頭者の氏名 甲野 太郎	筆頭者の氏名 乙野 一郎
	父母及び養父母の氏名 父 甲野 太郎 続き柄 長男 母 春子	父 乙野 一郎 続き柄 二女 母 花子
	養父 続き柄 養子 養母 続き柄 養女	
(4)	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	氏・新しい本籍
	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 新本籍(左の団の氏の人ですべてに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)	<input type="checkbox"/> 妻の氏
	三重県津市一身田町中野157番地	
(5)	同居を始めたとき	同居を始めたとき
	平成 3年 12月	結婚式をあげたときまたは同居を始めたときのうち早いほうを書いてください
(6)	初婚・再婚の別	初婚・再婚の別
	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別
(7)	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と
	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯	夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
	夫 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	夫 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)
	夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯	夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯
(8)	夫妻の職業	夫妻の職業
	夫の職業	妻の職業
その他	この婚姻に同意します。 妻の父 住所 三重県津市殿村5番地 乙野 一郎(乙野) 昭和50年6月1日 妻の母 住所 三重県津市殿村5番地 乙野 花子(花子) 昭和51年9月2日	
届出人署名	夫 甲野 義夫 (甲野)	妻 乙野 由香 (乙野)

証人(成年者2名)	津市 和夫	津市 道子
署名(※押印は任意)	(津市)	(津市)
生年月日	昭和 38年 11月 5日	昭和 40年 4月 3日
住 所	三重県津市西丸之内 23番地 1号	三重県津市西丸之内 23番地 1号
本 籍	三重県津市西丸之内 23番地	三重県津市西丸之内 23番地

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

婚姻に伴い住所を変更される方は、別に住民異動届(転入届・転居届)が必要となります。
婚姻届と同時にこれらの届を出す時は、(2)欄に新住所を記入してください。
なお、閉庁時には住民異動届は受付できませんので、開庁時にお届けください。

には、あてはまるものにのようにしるしをつけて外国人と結婚する人が、まだ戸籍の筆頭者となっている本籍を書いてください。

ご記入いただく本籍について、町名の変更や土地の分筆などにより本籍が置けない場合があります。本籍を置くことができるか、事前に本籍地を管轄する役場にご確認ください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

平成16年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女性が18歳になるまでに婚姻する場合、父母の同意が必要です。
ただし、証人2名が未成年者の父母であれば同意とみなします。

◎署名は必ず本人が自署してください。

婚姻によって、住所や世帯主が変わるかたは、別に住民異動届(転入届・転居届・世帯主変更届等)の手続が必要となりますので、ご注意ください。
なお、婚姻届と同時にこれらの届を出すときは、「住所(2)欄」に新住所・新世帯主を記入してください。
開庁時間以外(土・日曜日、祝日等)の住民異動届は受付できませんので後日又は事前にお届けください。

住定年月日	昭和・平成・令和
夫	年 月 日
妻	年 月 日

夫	(甲野)
妻	(乙野)

令和 年 月 日	午前 午後
夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 個
妻	<input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不

夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> 個
妻	<input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不

氏名	
住所	
送付	年 月 日

事件簿番号	
-------	--

連絡先	夫 000-0000-0000
	妻 000-0000-0000
	自宅・勤務先 (携帯)